

いみず住まいづくり支援事業補助金申請に関する誓約書

年 月 日

いみず住まい等応援事業補助金を申請するに当たり、いみず住まいづくり支援事業補助金交付要綱の規定により、下記の事項について誓約します。

万一、違反があった場合は、いみず住まいづくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金を返還します。

記

- 1 市に提出する書類の記載内容に偽りが無いこと。
- 2 交付申請日から5年以上、取得した住宅に住所を有し、当該所在地を生活の本拠とすること。
- 3 本市の生活文化や自然環境等への理解を深め、地域住民の一員として地域コミュニティに参画すること。
- 4 取得した住宅に係る所有者又はその配偶者が、過去にこの要綱に基づく補助金又は本市が実施する同種の他の補助金を受けていないこと。
- 5 取得した住宅に居住する全員が射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

射水市長 あて

住 所

氏 名